

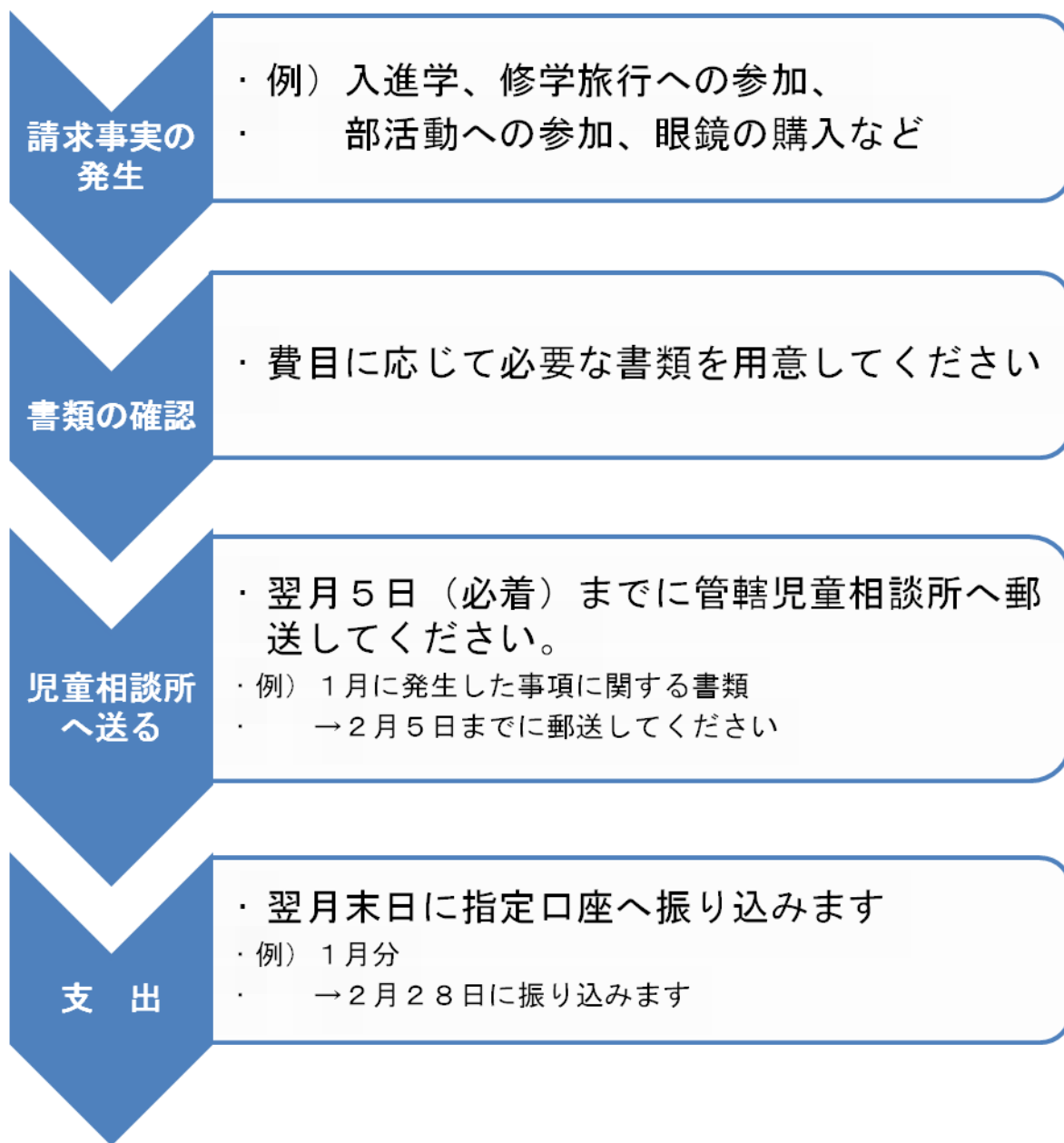
## IV 里親委託児童に係る経費の請求方法について

### 目 次

---

- 1 支出までの流れ .....
- 2 支出される経費 .....
- 一各費目の概要
  - 1 里親手当・里親受託支度費
  - 2 一般生活費
  - 3 幼稚園費
  - 4 教育費
    - ①学習指導費
    - ②特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等
    - ③教材費
    - ④通学のための交通費
    - ⑤部活動費
    - ⑥学習塾費
  - 5 学校給食費
  - 6 見学旅行費
  - 7 入進学支度金
  - 8 特別育成費
  - 9 夏季等特別行事費
  - 10 期末一時扶助費
  - 11 医療費
  - 12 職業補導費
  - 13 児童用採暖費
  - 14 就職支度費
  - 15 大学進学塔自立生活支度費
  - 16 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）
- 3 請求の際の留意事項
- 4 お問い合わせ先（道内の各児童相談所連絡先）

## 1 支出までの流れ



(北海道保健福祉部子ども未来推進局提供)

## 2 支出される経費 ～各費目の概要～

児童福祉法の規定に基づく措置に伴う経費として、里親さんへ支出されるものは次のとおりです。

令和2年4月1日現在

	費目	内訳	金額(円)		
			月額	年額	
1	里親手当	1人目	72,000		
		2人目以降	36,000		
	専門里親手当	1人目	123,000		
		2人目以降	87,000		
	受託支度費	新規委託時	42,600		
2	一般生活費	乳児分(1歳未満)	54,980		
		乳児以外分	47,680		
3	幼稚園費			実費	
4	教育費	小学校	2,110		
		中学校	4,180		
			学習指導費加算	8,100	
			特別支援学校高等部	4,180	
			特別加算(1年入学時)	58,500	
			教材費		実費
			交通費		実費
			部活動費		実費
	学習塾費		実費		
5	学校給食費			実費	
6	見学旅行費	小学校第6学年	20,600		
		中学校第3学年	55,900		
		高校学校第3学年(特別支援学校高等部含む)	108,200		
7	入学支度金	小学校第1学年入学児童	39,500		
		中学校第1学年入学児童	46,100		
8	特別育成費	国・公立高等学校	22,270		
		私立高等学校	32,970		
		特別加算(高等学校1年入学時)	58,500		
9	夏季等特別行事費		3,000		
10	期末一時扶助	12月初日の委託措置児童	5,070		
11	医療費			実費	
		眼鏡等		支出上限額あり	
		予防接種		実費	
12	職業補導費	児童の交通費		交通費実費	
		児童に係る教科書代等	4,800		
13	児童用採暖費	10月～3月	6,820		
14	就職支度費	一般	79,000		
		特別基準	137,510		
15	大学進学等自立生活支度費	一般	79,000		
		特別基準	137,510		
16	里親の休息支援		5,500		

## 1 里親手当・里親受託支度費

### 【対象】

里親委託児童

### 【経費の用途】

委託児童に係る委託手当及び新たに委託措置した際に必要な経費

(1人あたり)

里親手当	1人目	月額	72,000円
	2人目	月額	36,000円
専門里親手当	1人目	月額	123,000円
	2人目	月額	87,000円
里親受託支度費	新規委託時	1件あたり	42,600円

### 【提出書類】

必要ありません。

### 【備考】

- ・ 親族里親及び養子縁組前提里親については、里親手当は支出しません。

## 2 一般生活費

### 【対象】

里親委託児童

### 【経費の用途】

委託児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費

(1人あたり)

乳児分(1歳未満)	月額※	54,980円
乳児以外分	月額※	47,680円

※各月初日以外の日に委託又は解除の措置があった場合は、下記により算定する。

一般生活費月額保護単価÷30.4

### 【提出書類】

必要ありません。

### 3 幼稚園費

#### 【対 象】

里親委託児童のうち、幼稚園に就園している児童

#### 【経費の使途】

児童の幼稚園就園に必要な経費

入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。	実費
--	----

#### 【提出書類】

- ・ 幼稚園就園証明書
- ・ 領収書

#### 【備 考】

幼稚園費の支弁対象経費については、幼稚園へ通うために支出した経費であって、授業料、修学旅行費、学級費、PTA会費、教科書代、学用品費、通学費、制服代、給食費などですが、寄付金は対象となりませんので注意してください。

また、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額を対象としているので注意してください。

なお、幼稚園就園奨励費以外に各自治体において独自の補助事業を実施している場合においても、その補助額を控除した額が対象です。

幼稚園入園に関する証明書

児 童 名 \_\_\_\_\_

クラス名 (年齢) \_\_\_\_\_ ( )

上記児童が本幼稚園に就園していることを証明します。  
また、次のとおり証明します。

就 園 日	平成 年 月 日
幼稚園就園費 ( 月 ～ 月分)	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
上記のうち、幼稚園就園奨励費等の額 (各自治体において実施している独自の補助事業等による補助額)	円
	円
	円
	円

平成 年 月 日

幼稚園名

代表者

印

請 求 書

児童福祉法による幼稚園費を次のとおり請求します。

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 様

郵便番号

住所

氏名

印

請求金額 ￥ \_\_\_\_\_ ( 名分)

## 4 教育費

### 【対象】

里親委託児童のうち、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中の児童及び特別支援学校の高等部1学年に入学する児童

### 【経費の使途】

児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費等

（1人あたり）

小学校	月額	2, 110円
中学校	月額	4, 180円
特別支援学校高等部	月額	4, 180円

### 【提出書類】

在学証明書

### 【備考】

ノート、筆入れ、鉛筆、定規、カバン、傘、遠足等の実験学習見学費、教科外学習費、学校納付金などが経費に含まれます。

## 4 教育費～①学習指導費

### 【対象児童】

中学校に在籍し高校等受験を目指す児童

### 【経費の使途】

学習指導に必要な副 教材費等の経費	月額	8, 100円
----------------------	----	---------

### 【提出書類】

在学証明書

### 【備考】

- ・ 中学校に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行うための経費です。

なお、加算の適用は児童相談所の判断によります。



4 教育費～②特別支援学校高等部入学に必要な学用品費

等

【対象児童】

特別支援学校の高等部第1学年入学児童

【経費の使途】

入学時	年額	58,500円
-----	----	---------

【提出書類】

入学証明書

①児童名、②生年月日が記載されているか確認してください。

## 入（進）学 証 明 書

児 童 名 ①

生 年 月 日 ②

上記の者は、平成 年 月 日本校に入（進）学したことを証明します。

③ 平成 年 月 日

学 校 名 ④

学 校 長 ⑤ 印 ⑥

③証明年月日、④学校名及び⑤学校長名が記載されているか、⑥学校長の押印がされているか確認してください。

①学年、②児童名、③生年月日が  
記載されているか確認してください。

## 在 学 証 明 書

学 年 ①

児 童 名 ②

生 年 月 日 ③

上記のとおり在学していることを証明します。

④ (付記 平成 年 月 日転入学)

⑤ 平成 年 月 日

学 校 名 ⑥

学 校 長 ⑦ 印 ⑧

④転入学日、⑤証明年月日、  
⑥学校名及び⑦学校長名が  
記載されているか、⑧学校長  
の押印がされているか確認して  
ください。

## 4 教育費～③教材代

### 【対 象】

里親委託児童のうち、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中の児童及び特別支援学校の高等部1学年に入学する児童

### 【経費の使途】

教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額	実費 ※
--	------

### 【提出書類】

「教科書等使用証明書」（学校長の指定証明）

「領収書」※学校以外に支払った場合



### 【備 考】

学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類に限られます。

なお、特別支援学校の高等部の通学児については他の施策により教科書代の支給がない場合には、対象となります。

学年、児童名が記載  
されているか確認して  
ください。

### 教科書等使用証明書

学 年

児 童 名

本校第 学年の教科課程として、次の教科書等を使用していることを証明  
します。

品 名	数 量	単 価	金 額
計			

平成 年 月 日

学校（又は教育委員会）名

学校長（又は教育長）

印

※無償配布以外の物に限る。

教材の内訳が記載さ  
れているか確認して  
ください。



## スキー・スケートの購入について

スキー・スケートが体育の正課として指定されている学校に通学する児童で、必要な用具を有していない児童に対しては、下記基準額を上限に支出されます。

### 【対象】

里親委託児童のうち、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中の児童

### 【経費の使途】

平成22年度基準額（消費税相当分を含む）

	小学校		中学校
	低学年	高学年	特別支援学校高等部
スキー用具	29,200円	30,700円	45,600円
スケート用具	11,270円		

スキー用具 ～ スキー板、金具、ストック、スキー靴、スキーケース、スキー手袋

スケート用具 ～ スケート靴付セット

### 【提出書類】

「教科書等使用証明書」（学校長の指定証明）

「領収書」 ※学校以外に支払った場合

### 【備考】

○基準額に満たない場合は、実際の支出額が対象となります。

○用具の購入方法等

- ・ 学校等の指定した品物を購入するなど、最小限の額により購入するよう努めること。
- ・ 教育費（教材代）により購入が可能な用具は、スキー授業又はスケート授業を行う際  
に必要と考えられる用具に限るものとする。
- ・ 基準額は年度ごとに設定します。

## 4 教育費～④通学のための交通費

### 【対 象】

里親委託児童のうち、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中の児童及び特別支援学校の高等部1学年に入学する児童

### 【経費の使途】

児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの)の実費を合算した額	実費
---	----

### 【提出書類】

領収書

### 【備 考】

- ・ 領収書には、通学区間が明記されていることを確認してください。
- ・ 児童の通学に際し、その地域のほとんど全ての児童が自転車を利用している場合又は、定期乗車券の実費よりも自転車を購入した方が経済的である場合においては、自転車購入に必要な最低必要額（駐輪代、修理代も含む）を支出します。

また、学校の指導により自転車通学する児童全員にヘルメット着用を義務づけている場合は、ヘルメットの購入費も合わせて支出します。

## 4 教育費～⑤部活動費

### 【対 象】

中学生のうち部活動に入部している児童

### 【経費の使途】

部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額	実費
--------------------------	----

### 【提出書類】

部活動参加証明書

領収書

## 部活動参加証明書

児 童 名  
学 年  
部 活 動 名  
入 部 年 月 日 平成 年 月 日

上記の者は、本校が行っている部活動に参加していることを証明します。  
また、部活動参加に関して、次のとおり証明します。

### 記

#### 1 部活動参加にあたって必要となるもの

使用物品	数 量	備 考

#### 2 遠征等の内容

遠征等の内容 (大会名等)

遠 征 年 月 日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

遠征に係る費用 円

平成 年 月 日

学校名  
学校長

印



請 求 書

児童福祉法による教育費（部活動費）を次のとおり請求します。

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 様

郵便番号  
住所  
氏名

印

請求金額 ￥ \_\_\_\_\_ ( 名分)

## 4 教育費～⑥学習塾費

### 【対 象】

中学生のうち学習塾に通っている児童

### 【経費の用途】

学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額	実費
-------------------------------	----

### 【提出書類】

学習塾通塾証明書

領収書

### 【備 考】

学習塾へ通うために支出した経費であって、入会金、授業料（月謝）、講習会費、教材費、模擬テスト代、交通費などが対象になりますが、以下の経費は対象となりませんので注意してください。

- ・ 家庭の中での学習に使用する学習机、いす等の物品購入費及び参考書、問題集等の図書購入費
- ・ 家庭教師への月謝（謝礼）、教材費、また通信添削などの通信教育を受けるために支出した経費
- ・ ピアノ、舞踏、スイミングスクール、武道、習字、そろばん、外国語会話などのいわゆるお稽古ごとに支出した経費

学習塾通塾証明書

児 童 名  
学 年  
コ ー ス 名  
通 塾 年 月 日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の者は、本塾に在籍していることを証明します。

平成 年 月 日

学習塾名  
代 表 者

印

## 5 学校給食費

### 【対 象】

学校給食を実施している実施している義務教育諸学校または特別支援学校の高等部に在学中の児童

### 【経費の用途】

	月額	実費
児童が義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額		

### 【提出書類】

学校給食実施証明書（学校長の証明）



## 学校給食実施証明書

学 年  
児 童 名

本校は学校給食を実施のため上記の児童から給食費として毎月 円  
を徴していることを証明します。

平成 年 月 日

学校名  
学校長

印

## 6 見学旅行費

### 【対 象】

小学校第6学年、中学校第3学年もしくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）に在学中の児童

### 【経費の使途】

児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等

小学校第6学年	年額	20,600円
中学校第3学年	年額	55,900円
高等学校第3学年 （特別支援学校高等部を含む。）	年額	108,200円

### 【提出書類】

見学旅行実施証明書（学校長の証明）

### 【備 考】

- ・ 中学校第2学年在学時において繰上げ実施される場合には、対象となります。
- ・ 教育の一環として行われる修学旅行のための経費（遠足代、林間学校、臨海学校は「見学旅行費」の対象となりません。）

## 見学旅行参加証明書

学 年  
児 童 名  
見学旅行場所  
見学旅行期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

上記の者は、本校が実施した見学旅行に参加したことを証明します。

平成 年 月 日

学校名  
学校長

印

## 7 入進学支度金

### 【対 象】

小学校 1 学年に入学し、または中学校 1 学年に進学する児童

### 【経費の使途】

児童の入進学に際して必要な学用品費等の購入費

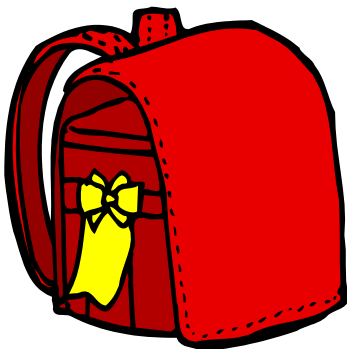
小学校第 1 学年入学児童	年額	39,500円
中学校第 1 学年進学児童	年額	46,100円

### 【提出書類】

入学証明書（学校長の証明）

### 【備 考】

原則として新たに小学校第 1 学年に入学し又は中学校第 1 学年に進学する児童が対象ですが、新たに委託された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第 1 学年に在籍しているものとみなして支出します。





## 8 特別育成費

### 【対 象】

高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの

### 【経費の使途】

- 高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等

国・公立高等学校	月額	22,270円
私立高等学校	月額	32,970円

- 特別加算費（児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等）

高等学校第1学年入学時	年額	58,500円
-------------	----	---------

### 【提出書類】

在学証明書（学校長の証明）

入学証明書（学校長の証明）

### 【備 考】

- ・高等学校の教育に必要な諸経費であって、授業料、クラブ費、生徒会費等の学校納付金、教科書代、参考図書代、学用品等の教科学習費、交通費、通学用品費等の通学費等
- ・高等学校へ入学することに伴う必要な経費として、特別育成費加算分を支弁するものとし、その内容は、高等学校入学に際し必要な制服、靴等の経費です。
- ・対象は、従来の学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の過程を含む）及び高等専門学校（但し、入学時より3年を経過するまでとする）のほか、新たに学校教育法による専修学校（但し、高等過程に限る。）及び各種学校となります。

## 9 夏季等特別行事費

### 【対 象】

義務教育諸学校に在学している児童

### 【経費の使途】

学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加する児童

児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	1件あたり	3,000円
---------------------------	-------	--------

### 【提出書類】

夏季等特別行事参加証明書

### 【備 考】

・遠足代、修学旅行は対象となりません。

夏季等特別行事参加証明書

学 年  
児 童 名  
夏季等特別行事名  
参 加 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

上記の者は、本校が実施した夏季等特別行事に参加したことを証明します。

平成 年 月 日

学校名  
学校長

印

## 10 期末一時扶助費

【対象】

里親の委託児童

【経費の使途】

児童の年末における被服等の購入費

12月初日の措置児童	年額	5,070円
------------	----	--------

【提出書類】

必要ありません。

## 11 医療費～①

【対象】

里親の委託児童

【経費の使途】

児童の医療に必要な経費

疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁を必要と認められるもの。	診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その児童が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額）
移送費	実費

【提出書類】 ※移送費の請求時のみ

通院証明書（医療機関の証明）

領収書

【備考】

通院又は入退院にかかる交通費（バス・電車等）については、その実費を医療費の費目から支出します。

なお、タクシーについては、基本的に支出することはできません。

## 1 1 医療費～②眼鏡等の購入

### 【対象児童】

里親の委託児童のうち、医師その他の専門機関が、その児童が眼鏡等を使用しなければ現に若しくは将来児童の福祉に著しい支障があると認める場合

### 【経費の使途】

眼鏡等の購入及び修理に係る経費	下記のとおり
-----------------	--------

#### (1) 購入するとき

	主材料	基準	金額	備考
矯正眼鏡	レンズ・プラスチック又はガラス	6D未満	17,600円	価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は両眼にかかわらず、4,200円増しとする。
		6D以上10D未満	20,200円	
		10D以上20D未満	24,000円	
	枠・セルロイド製を原則とする。	20D以上	24,000円	

#### (2) 修理するとき

	修理部位	基準	金額	備考
矯正眼鏡の修理	枠交換	—	8,000円	枠は、セルロイド製を原則とし、レンズの価格は、1枚あたりとする。 乱視矯正を含む場合は、片眼または両眼にかかわらず、4,200円増しとする。
	矯正用レンズ交換	6D未満	5,100円	
		6D以上10D未満	6,450円	
		10D以上	8,400円	

※部品交換の価格は、1回あたりとします。  
※上記限度額に、消費税は含まれていません。

### 【提出書類】

- ・ 処方箋（医療機関が発行するもの）  
「眼鏡等給付内訳書」
- ・ 領収書

### 【備考】

- ・ コンタクトレンズに係る費用については、保護者による費用負担が不可能であり、かつ医師その他の専門機関がコンタクトレンズでないと支障が生じる（眼鏡では視力が矯正できない等の理由が必要）と認める場合においては、レンズの他必要最小限度のものを措置費の医療費のうちから支弁できます。請求の際は、別途お問い合わせください。
- ・ 補装具等の請求については、別途お問い合わせください。

## 1 1 医療費～③予防接種

### 【対象児童】

里親の委託児童

### 【経費の使途】

予防接種に係る費用	実費※
-----------	-----

### 【提出書類】

- ・ 領収書
- ・ 予防接種済証（医療機関等が発行するもの）※
- ・ 各自治体からの助成額がわかるもの（助成を受けた場合のみ）

※ 領収書に予防接種の内容が記載されている場合は、省略できます。

### 【備 考】

- ・ 予防接種にかかる費用については、インフルエンザに限定されることなく、BCG、おたふく風邪、水疱瘡等についても医療費として支出します。
- ・ なお、各自治体において、予防接種費用を助成している場合においては、その助成額を控除した額が対象となります。

## 1 2 職業補導費

### 【対 象】

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの

### 【経費の使途】

児童の交通費	最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）	実費
児童に係る教科書代等	月額	4,800円

### 【提出書類】

- ・ 在籍証明書
- ・ 定期乗車券等の領収書

## 13 児童用採暖費

【対象】

里親の委託児童

【経費の使途】

児童の冬期（10月～3月）の採暖に必要な経費

初日の委託児童	月額	6,820円
---------	----	--------

【提出書類】

必要ありません。

## 14 就職支度費

### 【対象】

児童が就職するため措置が解除されることとなった場合

### 【経費の使途】

1 就職支度費	児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費	1件あたり	79,000円	児童へ現物給付してください。
2 特別基準※	児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	1件あたり	137,510円	児童の口座へ振り込んでください。

※ 特別基準については、就職支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合に、1の他に支弁できます。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合は対象となりません。

- ・ 保護者のいない（死亡または行方不明）児童等
- ・ 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

### 【提出書類】

- 申請時
  - ・ 採用証明書等
  - ・ 就職支度費特別基準申請書（特別基準を申請する場合）
- 児童へ支給した後
  - ・ 領収書（寝具類、被服等の購入に係るもの）
  - ・ 就職支度金受領書
  - ・ 就職支度費特別基準支給報告書（特別基準の認定を受けた場合）
  - ・ 児童の口座へ振り込んだことが分かるもの（振込依頼書等）（特別基準の認定を受けた場合）

### 【備考】

特別基準の額は遅滞なく児童の口座に振り込んでください。



## 15 大学進学等自立生活支度費

### 【対象】

児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなった場合

### 【経費の使途】

児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費	1件あたり	79,000円
(特別基準)※ 児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	1件あたり	137,510円

※ 対象は次の要件に合致する場合

- ・ 保護者のいない（死亡または行方不明）児童等
- ・ 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

### 【提出書類】

合格証明書等

大学進学支度費特別基準申請書（特別基準を申請する場合）

### 【備考】

- ・ 特別基準の額は遅滞なく児童の口座に振り込んでください。
- ・ 「大学等…学校教育法による大学、高等専門学校（ただし、特別育成費の支弁対象となる期間を除く。）、専修学校、各種学校及びその他の法令に定めがある教育施設を対象とする。
- ・ 特別基準の対象となった場合は、所定の様式による報告書の提出が必要となります。

## 16 里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)

里親の一時的な休息のための援助(「レスパイト・ケア」)は、委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うことを目的とします。

### 【対象】

現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアが必要になった里親

### 【経費の使途】

里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	1日あたり	5,500円
--	-------	--------

### 【提出書類】

### 【備考】

- ・レスパイト・ケアは、年7日以外とする。ただし、都道府県等の実施する研修に参加するために必要とする場合には、年7日を超えて利用できるものとする。
- ・レスパイト・ケアを受ける場合は、児童相談所に申請する。
- ・申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。
- ・依頼を受けた実施施設は児童相談所に受入の可否について速やかに連絡する。
- ・児童相談所は、里親に対し受入決定通知、実施施設に対し再委託の決定通知を出す。
- ・里親は、実施施設に委託児童を預ける際、委託児童の最近の生活状況及び嗜好等の情報を提供する。
- ・レスパイト・ケア終了時に、実施施設は委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出する。

### 3 請求の際の留意事項

- ・ 請求する費目に必要な書類が揃っているか確認してください。
- ・ 書類の記載内容に誤りや漏れがないか確認してください。  
(日付けが記入されているか、押印がされているか、等)
- ・ 領収書は、原則として、下記の要件が整っていることが支出の条件となります。  
(領収金額、領収年月日、品名等、領収者氏名、押印)  
領収書の提出があっても、これらのいずれかの記載がない場合、支出できません。
- ・ 書類は毎月5日までに前月分の請求書類を送付してください。5日を過ぎると、当月の支出に間に合わない場合がありますので請求するものがある場合は、速やかに行ってください。(幼稚園費を除く。)
- ・ 4月から3月に発生した事項に関する請求は、必ず、当該年度内に行ってください。年度を過ぎて請求した場合、支出することができません。  
また、額の確定に時間を要する場合等、特別な事情がある場合は、事前に必ず児童相談所へご連絡ください。  
例) 平成23年4月から平成24年3月までに発生した事項に関する請求期日  
→平成24年4月5日

## 4 お問い合わせ先(児童相談所一覧)

---

### ◆中央児童相談所

〒064-8564 札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

電話 011-631-0301 F A X 011-631-4154

石狩・後志管内の各市町村(札幌市を除く)

### ◆旭川児童相談所 〒070-0040 旭川市10条通11丁目

電話 0166-23-8195 F A X 0166-23-0133

上川・留萌・宗谷管内の各市町村

### ◆旭川児童相談所 稚内分室

〒097-0003 稚内市潮見1丁目11

電話 0162-32-6171 F A X 0162-32-6166

上記のうち、宗谷管内の各市町村

### ◆帯広児童相談所

〒080-0802 帯広市東1条南1丁目1番地2

電話 0155-22-5100 F A X 0155-22-5106

十勝管内の各市町村

### ◆釧路児童相談所

〒085-0805 釧路市桜ヶ岡1丁目4番地32

電話 0154-92-3717 F A X 0154-91-2344

釧路・根室管内の各市町村

### ◆函館児童相談所

〒040-8552 函館市中島町37番8号

電話 0138-54-4152 F A X 0138-32-6159

渡島・桧山管内の各市町村

### ◆北見児童相談所

〒090-0061 北見市東陵町36番地3

電話 0157-24-3498 F A X 0157-24-3558

オホーツク管内の各市町村

◆岩見沢児童相談所

〒068-0828 岩見沢市鳩が丘1丁目9番地16

電話 0126-22-1119 F A X 0126-24-8366

空知管内の各市町村

◆室蘭児童相談所

〒050-0082 室蘭市寿町1丁目6番12号

電話 0143-44-4152 F A X 0143-44-4829

胆振・日高管内の各市町村